

東京地方裁判所 令和●●年(○○)第●●号 相続税更正処分取消請求事件

国側当事者・国(新宿税務署長)

令和5年6月29日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	新宿税務署長
	成相 明子
同指定代理人	奥江 隆太
	小池 裕行
	守田 可奈子
	石井 貴
	橋口 政憲
	小畑 尚大
	鈴木 貴裕

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

新宿税務署長が令和3年6月29日付けで原告に対してした被相続人乙の平成22年4月●日相続開始に係る相続税の更正処分のうち課税価格4402万4000円及び納付すべき税額189万8200円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

原告は、被相続人乙の相続について、相続税の申告をした後、裁判上の和解により定められた価額弁償金を遺留分権利者に支払ったことから、当初の申告に係る課税価格及び相続税額が過大になったなどとして、更正の請求をした。これに対し、新宿税務署長は、上記価額弁償金は上記裁判上の和解の成立によって「弁償すべき額が確定」したものであり、原告は当該事由を知った日の翌日から4か月以内に更正の請求をしていないから更正をすべき理由がないとして、これを前提とする更正処分をした。

本件は、原告が、上記価額弁償金は現実にこれを支払うことによって「弁償すべき額が確定」と主張して、上記更正処分のうち、上記価額弁償金に係る更正の請求を認めなかった部分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

相続税法 32 条（平成 23 年法律第 114 号による改正前のもの。以下同じ。）が定める相続税に係る更正の請求の特則の概要は、次のとおりである。

相続税について申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知った日の翌日から 4 月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額につき国税通則法 23 条 1 項の規定による更正の請求をすることができる。

1 及び 2 号 略

3 号 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。

4 ないし 9 号 略

2 前提事実

当事者間に争いのない事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実、次のとおりである。

（1）相続の開始等

ア 被相続人乙（以下「亡乙」という。）は、平成 22 年 4 月●日に死亡し、その相続が開始した。亡乙の法定相続人は、長男丙（以下「丙」という。）、三男原告、四男丁（以下「丁」という。）並びに二男戊（平成 3 年死亡）の代襲相続人である A（以下「A」という。）、B（以下「B」という。）及び C（以下「C」という。）の 6 名（以下「本件共同相続人」という。）であった（別紙 1 相続関係図参照）。

亡乙は、平成 9 年 7 月 10 日付け公正証書遺言により、原告及び原告の長男である D（以下「D」という。）に対し、遺産の一部を相続させ、又は遺贈した。

イ 丙、原告、丁、B 及び D は、平成 23 年 2 月 14 日、新宿税務署長に対し、亡乙の相続に係る相続税に係る申告書を提出した。この申告に係る原告の課税価格及び納付すべき税額は、別紙 2 課税処分等の経緯の順号 1 欄記載のとおりである。

（2）遺留分減殺請求と裁判上の和解の成立等

ア 丙及び A は、平成 23 年 2 月 28 日、原告及び D に対し、民法（平成 30 年法律第 72 号による改正前のもの。以下同じ。）1031 条に基づく遺留分減殺請求権を行使し、平成 23 年 10 月 12 日、同人らを被告として、相続財産である不動産につき所有権の一部移転登記手続などを求める訴訟を東京地方裁判所に提起した（同裁判所同年（○○）第●●号）。

上記訴訟においては、その後、丙及び A と原告及び D との間で、平成 28 年 4 月 13 日、要旨以下のとおり裁判上の和解が成立した（以下、この裁判上の和解を「本件和解」という。また、原告及び D が本件和解により遺留分に係る価額弁償金として支払義務を負った金員を「本件価額弁償金」という。）。

（ア）原告及び D は、丙に対し、連帯して、遺留分として 2625 万 4102 円及び和解金 500 万円の支払義務があることを認める。

（イ）原告及び D は、A に対し、連帯して、遺留分として 1117 万 3455 円及び和解金 500 万円の支払義務があることを認める。

イ 丁は、遺留分減殺請求権を行使し、丁の死亡後、その子である E（以下「E」という。）と原告及び D との間で、令和 2 年 8 月 31 日、要旨、原告及び D は、E に対し、連帯して解決金 1700 万円（以下「本件解決金」という。）の支払義務があることを認める旨の

合意が成立した。

(3) 価額弁償金の支払と更正の請求及びこれに対する更正処分等

ア 原告及びDは、令和2年5月13日までに、丙及びAに対し、本件和解により定められた金員を支払い、同年8月31日までに、Eに対し、本件解決金を支払った(乙1)。

イ 原告は、令和2年9月7日、新宿税務署長に対し、本件和解により定められた金員については合計1800万円が、本件解決金についてはその全額である1700万円が遺留分侵害額に相当する価額であり、これらに原告の負担割合27%を乗じた486万円及び459万円の合計945万円を相続税の課税価格から減算すべきであるとして、相続税法32条3号に基づく更正の請求をした(以下「本件更正請求」という。乙1)。本件更正請求に係る原告の課税価格及び納付すべき税額は、別紙2課税処分等の経緯の順号2欄記載のとおり、それぞれ4402万4000円及び189万8200円であった。

ウ 新宿税務署長は、令和3年6月29日、本件価額弁償金に関して、遺留分による減殺の請求に基づき弁償すべき額が確定したのは本件和解が成立した日であり、本件更正請求は原告がそれを知った日から4か月を経過した後にされていることから、本件価額弁償金に係る部分(486万円)については更正をすべき理由がなく、本件解決金に係る部分(459万円)については更正をすべき理由がある旨の更正処分をした(以下「本件更正処分」という。)。本件更正処分に係る原告の課税価格及び納付すべき税額は、別紙2課税処分等の経緯の順号3欄記載のとおり、それぞれ4888万4000円及び210万8000円であった。

エ 原告は、令和3年8月20日、新宿税務署長に対し、本件更正処分の一部取消しを求めて再調査の請求をしたが、同署長は、同年11月5日、再調査の請求を棄却する旨の決定をした。

オ 原告は、令和3年12月3日、国税不服審判所長に対し、本件更正処分の一部取消しを求めて審査請求をしたが、同所長は、令和4年7月8日、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

カ 原告は、令和4年10月25日、本件更正処分のうち、本件価額弁償金に係る更正の請求を認めなかった部分の取消しを求めて、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

第3 本件更正処分の根拠についての被告の主張

本件更正処分の根拠に関する被告の主張は、後記第4の2のほか、別紙3のとおりである。

原告は、争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争わない。

第4 争点及び争点に関する当事者の主張

1 争点

本件価額弁償金は、本件和解の成立により、弁償すべき額として「確定」したか

2 被告の主張

- (1) 民法1031条に基づく遺留分減殺請求を受けた受遺者と遺留分権利者との間において、受遺者が財産の全部又は一部について遺言のとおり取得する代わりに、その弁償として遺留分権利者に対し具体的な金額を支払う旨の和解が成立した場合、和解の効力により、受遺者は遺言のとおり当該財産を取得する一方、遺留分権利者は当該財産について有していた権利等を喪失する代償として金銭支払請求権を取得することとなる。そして、その和解が裁判上の和解である場合、当該裁判上の和解の成立をもって弁償すべき額が確定したことになる。

したがって、受遺者と遺留分権利者との間において具体的な金額の弁償金を支払う旨の裁判上の和解が成立した場合には、当該裁判上の和解の成立をもって、相続税法32条3号に規定する「弁償すべき額が確定した」に該当するとするのが文理に即する。

- (2) 以上によれば、本件価額弁償金は、本件和解の成立により、弁償すべき額として「確定」したものである。

3 原告の主張

- (1) 価額弁償は代物弁済の一種であるところ、所得税法上は、代物弁済により財産の移転があったときにその資産が譲渡されたことになる。したがって、遺留分減殺請求事件の訴訟上の和解によって価額弁償金の支払が認められた場合の相続税法上の法的効果は、所得税法上のそれと同じく、価額弁償金の支払が現実になされたときに生じ、弁償すべき額が確定することになる。
- (2) 相続税法32条3号は「遺留分による減殺の請求があったこと」とされていたが、平成15年法律第8号により「遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと」と改正された。遺留分減殺請求の意思表示後に判決等によって紛争が解決した場合、期限内に更正の請求を行うことがほとんど不可能であったから、現実の財産の移転に着目して改正がされたものである。
- (3) 受遺者が遺贈の目的物の返還義務を免れるためには、価額の弁償を現実に履行し、又はその履行の提供をしなければならないから、相続税法32条3号の「弁償すべき額が確定」の意義も、同様に解すべきである。
- (4) 遺留分権利者は、受遺者による更正の請求に対応して、価額弁償金の取得によって増加した相続税を納税しなければならないところ、価額弁償金を現実に受領しなければ納税が困難である。担税力を考慮すれば、価額弁償金の現実の受領をもって、相続税法32条3号の「弁償すべき額が確定」したと解すべきである。
- (5) 以上によれば、本件価額弁償金は、現実にこれを支払うことにより、弁償すべき額として「確定」したものである。

第5 当裁判所の判断

- 1 相続税法32条3号は、相続税について申告書を提出した者は、遺留分減殺請求に基づき「弁償すべき額が確定した」ことにより当初申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、申告書の提出者がこれを知った日の翌日から4か月以内であれば、更正の請求をすることができる旨規定する。
- 2 本件においては、丙及びAが、原告及びDに対して遺留分減殺請求権を行使し、相続財産である不動産につき所有権の一部移転登記手続などを求めて提起した訴訟において、丙及びAと原告及びDとの間で、原告及びDが、①丙に対し、連帯して遺留分として2625万4102円の支払義務があることを認め、②Aに対し、連帯して遺留分として1117万3455円の支払義務があることを認めるという裁判上の和解（本件和解）が成立することで（前提事実（2）ア）、原告と丙及びAとの間で、亡乙の相続について、原告が支払うべき価額弁償の額が定まったものである。

そうすると、本件和解の成立によって、遺留分権利者である丙及びAからの遺留分減殺請求に基づき、原告が弁償すべき本件価額弁償金が確定したと解するのが、相続税法32条3号の文言に沿う。

3 また、平成30年法律第71号による改正前の民法における遺留分制度は、遺留分権利者による遺留分減殺請求権の行使により当然に物権的效果が生じ、受遺者が価額弁償を選択した場合に遺留分権利者の現物返還請求権が金銭支払請求権になるという構造であったものである（民法1036条、1041条1項参照）。そうすると、遺留分権利者が遺留分減殺請求権を行使し、受遺者との間で遺贈の目的物の共有関係をめぐる紛争が生じ、遺留分権利者と受遺者との間で、受遺者が支払うべき遺留分の額を定める裁判上の和解が成立した場合には、当該裁判上の和解は、受遺者が遺贈の目的物の返還義務を免れるためにすべき価額弁償の額を確定させるものと解するのが相当である。

本件和解は、丙及びAが、原告及びDに対して遺留分減殺請求権を行使し、相続財産である不動産につき所有権の一部移転登記手続などを求めて提起した訴訟において、丙及びAと原告及びDとの間で、原告及びDが支払うべき遺留分の額を定めた裁判上の和解である（前提事実（2）ア）。そうすると、遺留分制度の上記構造からみても、本件和解の成立により、原告及びDが遺贈の目的物の返還義務を免れるためにすべき本件価額弁償金の額が確定されたものと解される。

4 以上によれば、原告が弁償すべき本件価額弁償金の額は、本件和解の成立によって「確定」したものというべきである。

5（1）原告は、価額弁償金の支払が現実になされたときに、所得税法上の資産譲渡が生じるから、相続税法上もその時に弁償すべき額が確定すると主張する。

しかし、相続税法32条3号は、遺留分による減殺の請求に基づき「弁償すべき額が確定」したことを受けて、当初申告に係る課税価格及び相続税額が過大になったか否かを判断しようとするものであり、価額弁償金という資産の譲渡の有無や時期とは無関係な規定である。

したがって、所得税法上の資産譲渡が生じる時期から相続税法32条3号を解釈しようとする原告の主張は、採用することができない。

（2）原告は、平成15年法律第8号による相続税法32条3号の改正の趣旨は、現実の財産の移転に着目したものであると主張する。

しかし、上記改正は、遺留分減殺請求の時点から具体的な金額が確定するまで長期間を要することが多く、更正の請求の起算日を「遺留分による減殺の請求があったこと」を知った日の翌日とする旧規定では、4か月の請求期限では対応できないことがあるから、「遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと」としたものであって（乙12）、現実の財産の移転に着目してされたものということとはできない。

したがって、上記改正の趣旨に依拠する原告の主張は、採用することができない。

（3）原告は、受遺者が遺贈の目的物の返還義務を免れるためには、価額弁償を現実に履行し、又はその履行の提供をしなければならないとされており、相続税法32条3号の「弁償すべき額が確定」の意義も同様に解すべきであると主張する。

しかし、相続税法32条3号は、遺留分による減殺の請求に基づき「弁償すべき額が確定」したことを受けて、当初申告に係る課税価格及び相続税額が過大になったか否かを判断しようとするものであり、受遺者が遺贈の目的物の返還義務を実際に免れるか否かとは無関係な規定である。

したがって、受遺者が遺贈の目的物の返還義務を免れる時期から相続税法 32 条 3 号を解釈しようとする原告の主張は、採用することができない。

- (4) 原告は、価額弁償金を取得する遺留分権利者の担税力を考慮すれば、価額弁償金の現実の受領をもって相続税法 32 条 3 号の「弁償すべき額が確定」したと解すべきであると主張する。

確かに、遺留分による減殺の請求に基づき「弁償すべき額が確定」し、受遺者について更正処分がされた場合には、価額弁償を受けた遺留分権利者に課税することが予定されている（相続税法 35 条 3 項）。しかし、「弁償すべき額が確定」する時期の解釈に当たり、遺留分権利者の資力を考慮すべきことを根拠付ける規定は見当たらない。

したがって、遺留分権利者の担税力を考慮すべきであるという原告の主張は、上記 4 の判断を左右するものにはならない。

- 6 以上のとおり、本件和解の成立により、原告が弁償すべき本件価額弁償金の額が「確定」したものである。そして、原告は、本件和解の当事者であるから、本件和解の成立日である平成 28 年 4 月 13 日に、「弁償すべき額が確定した」ことを知ったものと認められる。本件更正請求は令和 2 年 9 月 7 日にされたものであって、原告が「弁償すべき額が確定した」ことを知った日の翌日から 4 か月以内にされたものではないから、本件更正請求のうち本件価額弁償金に係る部分について更正をすべき理由がないとした本件更正処分に誤りはない。そうすると、原告の納付すべき金額は、別紙 3 本件更正処分の根拠に関する被告の主張 2（5）記載のとおり 210 万 8000 円であり、本件更正処分における原告の納付すべき金額と同額であるから、本件更正処分は適法である。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 2 部

裁判長裁判官 品田 幸男

裁判官 片瀬 亮

裁判官 横井 靖世

別紙2 課税処分等の経緯

(単位：円)

順号	区 分	年月日	課 税 価 格	納付すべき税額
1	当 初 申 告	平成23年2月14日	53,474,000	2,306,200
2	本件更正請求	令和2年9月7日	44,024,000	1,898,200
3	本件更正処分	令和3年6月29日	48,884,000	2,108,000
4	再調査の請求	令和3年8月20日	一部取消し (更正すべき理由がないとする部分)	
5	再調査決定	令和3年11月5日	棄却	
6	審査請求	令和3年12月3日	一部取消し (更正すべき理由がないとする部分)	
7	裁 決	令和4年7月8日	棄却	

本件更正処分の根拠に関する被告の主張

- 1 課税価格の合計額（別表1順号11の「合計額」欄の金額） 1億7615万8000円
 上記金額は、本件共同相続人及びD（以下、併せて「本件共同相続人ら」という。）がそれぞれ相続又は遺贈（以下「本件相続等」という。）により取得した下記（1）の財産の価額（別表1順号7の金額）から、原告が負担した下記（2）の債務等の金額（同表順号8の金額）を控除した後の金額（同表順号9の金額）に、相続税法19条の規定により下記（3）の純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（同表順号10）を加算した金額につき、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の各金額（同表順号11の「原告」及び「他の相続人」欄）を合計した金額である。
- （1）取得財産の価額（別表1順号7の「合計額」欄の金額） 1億7693万1073円
 上記金額は、本件共同相続人らが本件相続等により取得した財産の総額であり、次のアないしカの合計額である。
- ア 土地の価額（別表1順号1の「合計額」欄の金額） 1億6950万3415円
 上記金額は、本件共同相続人らが本件相続等により取得した土地の価額の合計額であり、申告書第15表の⑥欄の「各人の合計」欄の金額（乙7・17枚目）と同額である。
- イ 家屋、構築物の価額（別表1順号2の「合計額」欄の金額） 431万8935円
 上記金額は、本件共同相続人らが本件相続等により取得した家屋及び構築物の価額の合計額であり、申告書第15表の⑨欄の「各人の合計」欄の金額（乙7・17枚目）と同額である。
- ウ 現金、預貯金等の価額（別表1順号3の「合計額」欄の金額） 294万0907円
 上記金額は、原告が相続により取得した現金及び預貯金等の価額であり、申告書第15表の⑫欄の「各人の合計」欄の金額（乙7・17枚目）と同額である。
- エ 家庭用財産の価額（別表1順号4の「合計額」欄の金額） 10万円
 上記金額は、原告が相続により取得した家庭用財産の価額であり、申告書第15表の⑮欄の「各人の合計」欄の金額（乙7・17枚目）と同額である。
- オ その他の財産の価額（別表1順号5の「合計額」欄の金額） 6万7816円
 上記金額は、原告が相続により取得した財産のうち、上記アないしエ以外の財産の価額の合計額であり、申告書第15表の⑰欄の「各人の合計」欄の金額（乙7・17枚目）と同額である。
- カ 遺留分に係る解決金の価額（別表1順号6の「合計額」欄の金額） 0円
 上記金額は、原告及びDがEに対して支払った解決金1700万円に、原告の負担割合27パーセントを乗じた金額459万円を原告の課税価格から減算する一方で、他の相続人（丁）の課税価格に同額を加算した金額である。
- （2）債務等の金額（別表1順号8の「合計額」欄の金額） 329万0572円
 上記金額は、亡乙の債務及び同人に係る葬式費用のうち、原告の負担に属する部分の金額の合計額であり、申告書第15表の㉔欄の「各人の合計」欄の金額（乙7・17枚目）と同額である。

(3) 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (別表1 順号10の「合計額」欄の金額)
252万円

上記金額は、相続税法19条の規定により、Dが相続の開始前3年以内に亡乙から贈与により取得した財産の価額であり、申告書第15表の㉔欄の「各人の合計」欄の金額(乙7・17枚目)と同額である。

2 納付すべき税額

原告の納付すべき相続税の額は、相続税法15条ないし17条(以下、15条及び16条については平成25年法律第5号による改正前のもの。)の各規定に基づき、次のとおり算定したものである。

(1) 課税遺産総額 (別表2 順号3の金額) 6615万8000円

上記金額は、上記1の課税価格の合計額1億7615万8000円から、相続税法15条の規定により、5000万円と1000万円に相続人の数である6を乗じた金額6000万円との合計額1億1000万円(別表2 順号2の金額)を控除した後の金額である。

(2) 法定相続分に応ずる取得金額 (別表2 順号5の各欄の金額)

ア 原告(法定相続分4分の1) 1653万9000円

イ 他の相続人(丙及び丁の法定相続分各4分の1) 各1653万9000円

ウ 他の相続人(A、B及びCの法定相続分各12分の1) 各551万3000円

上記各金額は、相続税法16条の規定により、相続人が上記(1)の金額を民法900条の規定による相続分(別表2 順号4)に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額(ただし、相続税法基本通達16-3の定めにより、各相続人ごとに1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

(3) 相続税の総額 (別表1 順号12の「合計額」欄の金額及び別表2 順号7の金額)

759万6400円

上記金額は、上記(2)アないしウの各金額に、それぞれ相続税法16条に定める税率を乗じて算出した各金額(別表2 順号6)の合計額(相続税法基本通達16-3の定めにより1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

(4) 原告の算出税額 (別表1 順号14の「原告」欄の金額) 210万8007円

上記金額は、相続税法17条の規定により、上記(3)の金額に、原告の課税価格(別表1 順号11の「原告」欄の金額)が上記1の課税価格の合計額に占める割合(同表順号13の「原告」欄の割合)を乗じて算出した金額である。

(5) 原告の納付すべき相続税額 (別表1 順号15の「原告」欄の金額) 210万8000円

上記金額は、上記(4)の原告の算出税額から、国税通則法119条1項の規定により、1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

以 上

別表 1 課税価格等の計算明細

(単位:円)

順号	区分	合計額	原告	他の相続人
1	土地	169,503,415	53,138,304	116,365,111
2	家屋、構築物	4,318,935	517,747	3,801,188
3	現金、預貯金等	2,940,907	2,940,907	0
4	家庭用財産	100,000	100,000	0
5	その他の財産	67,816	67,816	0
6	遺留分に係る解決金	0	-4,590,000	4,590,000
7	合計	176,931,073	52,174,774	124,756,299
8	債務等の金額	3,290,572	3,290,572	0
9	差引純資産価額 (順号7-順号8)	173,640,501	48,884,202	124,756,299
10	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	2,520,000	0	2,520,000
11	課税価格	176,158,000	48,884,000	127,274,000
12	相続税の総額 (別表2順号7の金額)	7,596,400		
13	按分割合 各人の課税価格 課税価格の合計額	1	48,884 176,158	
14	各人の算出税額 (順号12×順号13)		2,108,007	
15	納付すべき相続税額		2,108,000	

(注) 1 順号11「課税価格」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

2 順号15「納付すべき相続税額」欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、順号14の「各人の算出税額」欄の金額について100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

別表2 相続税の総額の計算明細

(単位:円)

順号	区分	原告	他の相続人		
1	課税価格の合計額		176,158,000		
2	遺産に係る基礎控除額		110,000,000		
3	課税遺産総額 (順号1-順号2)		66,158,000		
			丙	丁	A B C
4	法定相続分	$\frac{1}{4}$	各 $\frac{1}{4}$	各 $\frac{1}{12}$	
5	法定相続分に応ずる取得金額 (順号3×順号4)	16,539,000	各16,539,000	各5,513,000	
6	相続税の総額の基となる税額	1,980,850	各1,980,850	各551,300	
7	相続税の総額		7,596,400		

- (注) 1 順号1「課税価格の合計額」欄の金額は、別表1順号11「課税価格」欄の「合計額」欄の金額である。
- 2 順号2「遺産に係る基礎控除額」欄の金額は、「5000万円+1000万円×6人(相続税法15条2項に規定する相続人の数)」の算式により求められた金額である。
- 3 順号5「法定相続分に応ずる取得金額」欄の金額は、順号3「課税遺産総額」欄の金額に、順号4「法定相続分」欄の割合を乗じ(相続税法16条)、相続税法基本通達16-3の定めにより、それぞれ1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
- 4 順号6「相続税の総額の基となる税額」欄の金額は、各相続人(相続税法15条2項に規定する相続人)ごとに順号5「法定相続分に応ずる取得金額」欄の金額に相続税法16条に定める税率を乗じて算出した金額である。
- 5 順号7「相続税の総額」欄の金額は、順号6「相続税の総額の基となる税額」欄の各人の金額の合計額について、相続税法基本通達16-3の定めにより、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

